



全社協・地域福祉部 News File No.176

令和 5 年 6 月 20 日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室
全国ボランティア・市民活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

- 『全社協・地域福祉部 News File』は、市町村社協法制化 40 周年を迎え、コロナ特例貸付を経験した今こそ、各社協が今後の目指すべき方向性を考える参考となるよう、全社協地域福祉推進委員会の各種専門委員会の検討状況や社協事業・活動関連の制度動向等をお伝えします。
- < 配信先 >
都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当・生活福祉資金担当、市区町村社会福祉協議会
- << 配信元 >>
全国社会福祉協議会 地域福祉部/生活福祉資金貸付事業支援室/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL：03-3581-4655 E-mail z-chiiki@shakyo.or.jp

今号のトピック

コロナ特例貸付を通じた社協実践

- 全社協地域福祉推進委員会「コロナ特例貸付を通じた支援 社会福祉協議会の実践事例集」
- 内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和 4 年度実施計画一覧（コロナ特例貸付償還金軽減支援）」

全社協からのお知らせ

- 全社協地域福祉推進委員会「第 1 回正副委員長会議」（令和 5 年 6 月 12 日）
- 全国経営協「新サイト 未来につなげる ひと、ちいき、くらし」
- 全社協出版部「月刊福祉（2023 年 7 月号）特集：生活保護と生活困窮者自立支援の方向性」
- 全社協中央福祉学院「社会福祉主事資格認定通信課程（秋期コース）」（締切延長：令和 5 年 7 月 31 日）

制度・施策等の動向

- 内閣官房「孤独・孤立対策推進法公布」（令和 5 年 6 月 7 日）
- 厚生労働省「共生社会の実現を推進するための認知症基本法公布」（令和 5 年 6 月 16 日）
- 内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太方針）」（令和 5 年 6 月 16 日）
- 厚生労働省「第 37 回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」（令和 5 年 6 月 16 日）

情報提供・ご案内

- NHK「ハートネットTV「フクチッチ」 社会福祉協議会 編」
- 神奈川県社会福祉協議会「多文化高齢社会ネットかながわ（TKNK）2023 年度県民講座小さな交流会」
- 内閣官房「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員一覧 令和 5 年 5 月 1 日現在で全国の 56 社協が参画」（令和 5 年 6 月 1 日）
- 内閣官房「令和 4 年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に係る報告書」
- 厚生労働省「地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援に関する研修カリキュラム及び家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアル」（令和 5 年 6 月 5 日）



▲画像をクリックすると該当ページにジャンプします。

コロナ特例貸付を通じた社協実践

◎ コロナ特例貸付を通じた社協実践を募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご連絡ください。

全社協地域福祉推進委員会「重版出来 コロナ特例貸付を通じた支援 社会福祉協議会の実践事例集」

新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大により、解雇や離職、収入の減少等を余儀なくされ、生活困窮状態になる人々が増加しました。全国の社協では、令和2年3月25日から始まったコロナ特例貸付の申請対応や生活困窮の相談などを通し、一人ひとりの相談者に真摯に向き合い、生活を支援してきました。

借受人を含む生活困窮者の生活再建への支援においても、地域住民や多機関と連携しながら、地域の状況に合わせた効果的で具体的な方策を展開・創出していく必要があります。

そこで、全社協地域福祉推進委員会では、全国の社協における生活困窮者支援のさらなる充実のため、特例貸付の借受人を含む生活困窮者支援に関する社協の取り組みを事例集としてまとめました。

事例集では、それぞれの地域の状況に応じた方法で、地域住民や多機関と連携しながら借受人を含む生活困窮者支援に取り組む全国の社協の事例を①ニーズ把握、②地域への情報発信・はたらきかけ、③多機関連携、④部門間連携、⑤資源開発・問題解決、⑥県社協と市町村社協の連携の6つのポイントで整理して紹介しています。

コロナ特例貸付を通じた支援～社会福祉協議会の実践事例集 掲載事例（15事例）

- ①滋賀県・**大津市社会福祉協議会**
「特例貸付の状況分析による継続的な支援と地域への発信」
- ②大阪府・**堺市社会福祉協議会**
「横断的な体制による特例貸付の申請受付とフォローアップ支援」
- ③島根県・**松江市社会福祉協議会**
「コロナ禍の暮らしをつないで支えて守る」
- ④神奈川県・**横浜市旭区社会福祉協議会**
「特例貸付を契機とした住民の気づきを活かす支えあいの地域づくり」
- ⑤兵庫県・**相生市社会福祉協議会**
「借受人調査を通じた多機関連携による子育て世帯支援」
- ⑥奈良県・**上牧町社会福祉協議会**
「4町社協と自立相談支援機関による継続的な支援」
- ⑦福岡県・**筑後市社会福祉協議会**
「「困ったら社協へ」から「困ってなくても社協へ」にーコロナ特例貸付申請者の統計分析ならびにアンケート調査を通してー」
- ⑧神奈川県・**川崎市社会福祉協議会**
「生活困窮者支援の地域への発信～神奈川モデル構築に向けた「生活困窮のリアル」を通じた地域づくり～」
- ⑨東京都・**豊島区民社会福祉協議会**
「CSWや多機関連携による生活困窮者支援」
- ⑩静岡県・**菊川市社会福祉協議会**
「菊川市セーフティネット支援ネットワーク会議との連携による居住支援の取り組み」
- ⑪大阪府・**泉佐野市社会福祉協議会**
「多機関連携による外国人借受人への支援」
- ⑫香川県・**さぬき市社会福祉協議会**
「“オーダーメイドの支援を”チームさぬきで取り組む生活困窮者支援」
- ⑬神奈川県・**座間市社会福祉協議会**
「「チーム座間」で支える、つながり続ける支援」
- ⑭徳島県**社会福祉協議会**
「社協の相談支援機能強化と局内統合・多機関連携」
- ⑮沖縄県**社会福祉協議会**
「市町村社協の相談体制強化による困窮者支援」



〔頒布価格〕500円（税込・送料別）

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 頒布資料一覧

<https://www.zcwwc.net/member/books/>

内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和4年度実施計画一覧（コロナ特例貸付償還金軽減支援）」

内閣府総合サイト「地方創生」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和4年度実施計画一覧（令和5年1月31日までに地方公共団体から提出のあった実施計画）が掲載されました。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の实情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたものです。「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、コロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に活用できるものとされています。

各地方公共団体によっては、長引くコロナ禍と物価高等による影響を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ特例貸付の償還金を軽減する事業等が実施されています。

なお、地方公共団体による令和5年度実施計画の第2回締切は令和5年10月2日とされています。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和4年度実施計画一覧

※ 全社協地域福祉部整理

都道府県名	市町村名	事業名	事業概要
			①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）
北海道	安平町	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例貸付資金償還金軽減支援事業	①②長引くコロナ禍の影響及び原油価格の高騰により、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例貸付資金の償還が困難と見込まれる生活困窮者に対して助成を行う。 ③200,000円/世帯（上限） 2,900,000円 ④緊急小口資金と総合支援資金をどちらも借入れている者
長野県	—	緊急小口資金等償還金補給事業	①新型コロナウイルス感染症の影響を克服し、生活困窮からの早期の立て直しを支援するため、特例貸付の償還者のうち、国償還免除要件に該当しない者に対し償還金の一部を助成 ②補助金 ③緊急小口 1,969,173千円（貸付見込）×0.14（対象者割合）×1/2（補助率）=137,843千円 総合支援 4,534,917千円×0.14（対象者割合）×1/10（補助率）=63,489千円 -不執行見込 131,332千円=70,000千円 ④生活困窮者

都道府県名	市町村名	事業名	事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）
岐阜県	-	生活福祉資金特例貸付償還支援事業費補助金	<p>①コロナ禍において物価高騰の影響を受け生活が困窮する生活福祉資金特例貸付制度利用者に対し、期限到来分の償還費用を支援（国制度の償還免除要件に該当しない方に限る）</p> <p>②国制度の償還免除要件に該当しない R4.1 月以降の収入が住民税非課税相当に減収する方に対する償還費用の支援</p> <p>③ a 緊急小口資金のみ利用者 200 千円×1,000 人×1/2（1 年分）= 100,000 千円 b 緊急小口資金と総合支援資金の利用者 800 千円×1,000 人×1/10（1 年分）= 80,000 千円 c 事務費 18,000 千円</p> <p>④生活福祉資金の特例貸付利用者</p>
三重県	玉城町	生活福祉資金返済免除事業	<p>①感染症等の影響で生活に困窮する世帯に対し、生活福祉資金貸付金の返済免除を行う。</p> <p>②生活困窮世帯に対する補助金</p> <p>③【18.補助金】 3 万×5 件 = 150 千円</p> <p>④生活困窮者</p>
高知県	-	生活福祉資金特例貸付償還支援事業	<p>①コロナ禍や原油・物価高騰の影響を受け、更なる苦しい生活を強いられる生活困窮者を支援するため、生活福祉資金特例貸付で令和 4 年度に償還免除とならない世帯で、償還開始時点で住民税非課税相当となり、かつ、生活困窮者自立支援金の支給を受けた世帯の、1 年分の償還を給付</p> <p>②③</p> <p>イ. 生活福祉資金特例貸付償還支援金 89,679 千円 ・緊急小口資金（貸付の 1/2） 1,821,795 千円×0.7×0.097×1/2 = 61,850 千円 ・総合支援資金（貸付の 1/10） 4,098,400 千円×0.7×0.097×1/10 = 27,829 千円 ロ. 事務費（広報、会計年度任用職員経費等） 10,587 千円</p> <p>④生活困窮者 700 世帯</p>

内閣府 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
<https://www.chisou.go.jp/tiki/rinjikoufukin/index.html>

全社協からのお知らせ

全社協地域福祉推進委員会「第1回正副委員長会議」(令和5年6月12日)

令和5年6月12日、全社協地域福祉推進委員会「第1回正副委員長会議」(委員長：越智 和子 香川県・琴平町社会福祉協議会 会長)が開催され、①令和5年石川県能登地方を震源とする地震の被災状況、②令和5年梅雨前線による大雨及び台風2号による災害の被災状況について報告が行われるとともに、令和5年度地域福祉推進委員会事業の進め方、課題等について協議が行われました。

地域福祉推進委員会では、令和5年度、①社協の総合力向上に向けた組織強化、②地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化、③地域における総合的な権利擁護支援体制の推進を重点項目の柱として、事業を進めることとしています。

令和5年度地域福祉推進委員会事業計画の重点項目

I. 社協の総合力向上に向けた組織強化

1. 市区町村社協の事業・組織基盤の強化と総合力の向上、社協職員の人材確保・育成・定着
2. 「中期経営計画策定の手引」等の普及
3. 社協ネットワークを生かした広域的な事業連携・協働の促進
4. 戦略的な介護サービス経営の検討・推進

II. 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化

1. 重層的支援体制整備事業の推進に向けた包括的支援体制の構築
2. 特例貸付の借受人を含む生活困窮者支援
3. 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の強化

III. 地域における総合的な権利擁護支援体制の推進

1. 地域における総合的な権利擁護支援体制の構築
2. 成年後見制度等の権利擁護支援に関する全国相談窓口の整備

全国経営協「新サイト 未来につなげる ひと、ちいき、くらし」

全国社会福祉法人経営者協議会(会長：磯 彰格)は、新WEBサイト「未来につなげるひと、ちいき、くらし」を立ち上げました。

このサイトでは、社会福祉法人が地域の課題解決や地域づくりに取り組む事例を社会一般に対して積極的に発信し、「社会、地域、そこに暮らす人びとに寄り添う存在」という社会福祉法人ならではの強みをブランディングとして広くPRしていきます。

サイトでは、「地域をつなぐ懸け橋・ネットワーク」が特集されており、[社会福祉協議会](#)、社会福祉法人が中心となって、地域のつながりの再構築を目指す複数法人間連携の取り組みが紹介されています。

サイト名「未来につなげる ひと、ちいき、くらし」の由来

- 「未来につなげる」=社会福祉法人の取組が未来志向であること、「ひと、ちいき、くらし」=「ひと」を支援することで「ちいき」に寄り添い、「くらし」に寄り添う、という社会福祉法人の存在意義を表現しています。

[全国経営協](#) 未来につなげる ひと、ちいき、くらし

<https://hito-chiiki-kurashi.com/>



全社協出版部「月刊福祉（2023年7月号）特集：生活保護と生活困窮者自立支援の方向性」

月刊福祉（2023年7月号）の特集は、「生活保護と生活困窮者自立支援の方向性」です。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、生活困窮者自立支援制度の施行状況や新たな課題への対応の検討が進められ、令和4年12月に中間まとめが公表されました。部会では、コロナ禍で新たに見えた生活困窮者の存在、特例的な給付・貸付と相談支援の連携、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携等が議論の俎上にあがりました。部会での議論を押さえつつ、生活保護も含めた困窮者支援のあり方を考えます。

特集の座談会「生活困窮者自立支援制度のこれから—生活保護制度との連携の課題も受けて」では、**滋賀県社会福祉協議会**の谷口 郁美 副会長より**生活福祉資金の特例貸付の返済が始まって見えてきた借受人の実態や今後の対応**が報告されています。

また、**レポート「生活福祉資金緊急小口資金の特例貸付から見えてきたもの」**では、**奈良県・上牧町社会福祉協議会**の北嶋 理加 事務局長補佐より**北葛城郡社協と奈良県社協との連携や借受人と関係をつなげる取り組み**が報告されています。

ニーズや社会・地域課題を前にし、それに対応するため、新たな発想や視点をもとに、これまでにない実践に取り組んだ中心人物に焦点を当てる連載「FUKUSHIを創る」では、秋田県・**藤里町社会福祉協議会**の菊池 まゆみ 会長より「「地域の役に立ちたい」住民の思いを地方創生に活かす新しい福祉」が掲載されています。

月刊福祉（2023年7月号）

▼特集▼「生活保護と生活困窮者自立支援の方向性」

①座談会「生活困窮者自立支援制度のこれから—生活保護制度との連携の課題も受けて」

日本女子大学人間社会学部 教授 岩永 理恵

認定NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志

社会福祉法人**滋賀県社会福祉協議会** 副会長 谷口 郁美

中央大学法学部 教授、本誌編集委員長〔進行兼〕 宮本 太郎

②レポートⅠ「自立相談支援事業の現状と今後の展望—困窮者が取り残されない社会をつくるため、自立相談支援機関が取り組むこと」

社会福祉法人めやす箱 倉敷市生活自立相談支援センター センター長 池田 朋宏

③レポートⅡ「生活福祉資金緊急小口資金の特例貸付から見えてきたもの」

社会福祉法人**上牧町社会福祉協議会** 事務局長補佐 北嶋 理加

④レポートⅢ「コロナ禍で模索した生活困窮者支援—横浜市都筑区の試み」

横浜市健康福祉局障害福祉保健部 松風学園 園長 前・横浜市都筑区生活支援課 課長 江原 顕

⑤論文Ⅰ「生活困窮者支援に携わる人材に求められること—よりよい人材を育むために」

明治学院大学社会学部社会福祉学科 教授 新保 美香

⑥論文Ⅱ「生活困窮者支援モデルの軌跡」

駒澤大学経学部 准教授 田中聡一郎

▼FUKUSHIを創る▼

第3回「「地域の役に立ちたい」住民の思いを地方創生に活かす新しい福祉」

社会福祉法人**藤里町社会福祉協議会** 会長 菊池 まゆみ



〔定価〕1,068円（税込）

福祉の本出版目録 月刊福祉（2023年7月号）

<https://www.fukushinohon.gr.jp/book/b10032167.html>



全社協中央福祉学院「社会福祉主事資格認定通信課程（秋期コース）」（締切延長：令和5年7月31日）

全社協・中央福祉学院では、社会福祉主事資格認定通信課程（秋期コース）の令和5年度受講者を募集しています。本通信課程は、民間社会福祉事業の現場に現在勤務している職員が、社会福祉主事任用資格を通信教育により取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの民間社会福祉事業の現場においても、福祉職員の基礎的な資格として準用されており、毎年全国から約5,000名が本課程で学ばれています。社会福祉に関する科目や関連科目を幅広く学ぶことで、全分野・全職種に共通した基礎的知識を身につけることができます。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設への入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

全社協中央福祉学院「社会福祉主事資格認定通信課程（秋期コース）」

【受講期間】令和5年10月1日～令和6年9月30日（1年間）

【定員】500名

【受講要件】受講期間中に社会福祉事業の施設・事業所等に従事し、受講について所属長の承認が得られること

【内容】①通信授業（自宅学習）、②スクーリング（集合研修）、③修了テストにより構成

【会場】中央福祉学院（ロフォス湘南） 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44

【受講料】89,000円（税込。テキスト・教材費、スクーリング授業料を含む）

【申込締切】**令和5年7月31日（月）まで申込を延長**

<中央福祉学院で受講するメリット>

- 修了者の満足度 95%。
- 現に社会福祉分野で働いている方を対象とした通信課程なので、働きながら任用資格の取得が可能。
- スクーリング会場は神奈川県の自然豊かな葉山。宿泊施設を併設しているので、スクーリングに集中できる。
- 充実した講師陣、プログラム。
- 毎年約5,000名が受講（10～70代と幅広い年代の方が受講）。

<修了者の感想>

- 講師の方々のわかりやすい説明で少しでも今の職場に役立てる事柄ができたのではないかと勉強になりました。
- スクーリング研修を通して、さまざまな職種の方たちと交流もできて貴重な経験をさせていただいたし、社会福祉の知識を得られて受講してよかった。
- 他県の人と交流ができ、楽しかった。ぜひ同じ職場の人にお勧めしたい！等

<修了者の所属長からの感想>

- 今後も自法人のキャリアパスの構築に向け職員の教育の場に用いたい。
- “社会福祉主事任用資格を取得した”という自信が、仕事に対する姿勢に変化をもたらしている。等

中央福祉学院 社会福祉主事資格認定通信課程（秋期コース）

https://www.gakuin.gr.jp/training/course_autumn/

制度・施策等の動向

内閣官房「孤独・孤立対策推進法公布」（令和5年6月7日）

令和5年6月7日、「孤独・孤立対策推進法」が公布されました（施行日：令和6年4月1日）。

この法律では、孤独・孤立対策に関する基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項、孤独・孤立対策推進本部の設置等を定め、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することとしています。

孤独・孤立対策推進法（概要）

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・ 孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・ 孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・ 相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・ 関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・ 当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・ 地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・ 孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・ 内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。
- ・ 地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・ 協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

内閣官房 孤独・孤立対策推進法（令和5年5月31日成立 令和5年6月7日公布）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html>

厚生労働省「共生社会の実現を推進するための認知症基本法公布」（令和5年6月16日）

令和5年6月14日、共生社会の実現を推進するための認知症基本法案が参議院本会議において、可決・成立し、6月16日に公布されました。

この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的としています。

衆議院 共生社会の実現を推進するための認知症基本法案

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g21105024.htm

官報 令和5年6月16日特別号外第49号 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

<https://kanpou.npb.go.jp/20230616/20230616t00049/20230616t000490039f.html>

内閣府「経済財政運営と改革の基本方針 2023（骨太方針）」（令和 5 年 6 月 16 日）

令和 5 年 6 月 16 日、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（骨太方針 2023）」を閣議決定しました。

今回の骨太方針では、新しい資本主義の実現に向けた取組を加速させることとし、人への投資、構造的賃上げと労働市場改革を進め、希望する個人が、雇用形態、年齢、性別、障害の有無を問わず、自ら働き方を選択でき、昇給、転職を通じて、主体的な学びが報われる社会を作っていくこととしています。また、こども・子育て政策を抜本的に強化し、少子化トレンドを反転させることとしています。

その上で、共生・共助社会づくりとして、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行うこととしています。

また、次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、患者・利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行うこととしています。

なお、介護保険における利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについては「年末までに結論を得る」こととされました。

「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太方針 2023）

※ 全社協地域福祉部整理

<p>経済財政運営と改革の基本方針 2022 新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ (令和 4 年 6 月 7 日)</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義 ～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～ (令和 5 年 6 月 16 日)</p>
<p>第 2 章 新しい資本主義に向けた改革 2. 社会課題の解決に向けた取組 (2) 包摂社会の実現 (共生社会づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業など市町村における包括的支援体制の整備を進める。加えて、コロナ禍によって顕在化した課題等に的確に対応するため、生活に困窮する者への自立相談支援等の強化を図る。生活保護基準の定期的な見直しについて、消費水準との比較による検証結果や社会経済情勢等を踏まえて対応する。 ● 長生きが幸せと思える社会の実現のため、高齢者の豊富な人生経験が尊重され、心通う拠り所となり、誰もが繋がりがあえる地域づくりを推進する。認知症施策推進大綱に基づき、認知症サポーターが地域で活躍できる場の整備等認知症の人や家族に対する支援を推進するとともに、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援の取組を推進する。障害者の就労や情報コミュニケーション等に対する支援、難聴対策、難病対策等を着実に推進する。感染症による不安やうつ等を含めたメンタルヘルスへの対応を推進する。 ● 性的マイノリティに関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。 	<p>第 2 章 新しい資本主義の加速 4. 包摂社会の実現 (共生・共助社会づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な共生社会づくりを推進する。このため、重層的支援体制整備事業について、実施市町村の拡充を図るとともに、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度について就労、家計改善、住まいの支援などの強化等の検討を行う。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組の推進のほか、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する。さらに、認知症の人や家族に対する支援、障害者の地域生活の支援、生涯学習の推進、就労支援、情報コミュニケーション等に対する支援、官民協働の支援体制構築等困難な問題を抱える女性支援の強化、労働者協同組合の活用促進、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消、性的マイノリティに関する正しい理解や社会全体が多様性を受け入れる環境づくりの促進等を図る。また、外国人との共生社会の実現に向け、「外国

- 地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を加速するとともに、夜間中学の設置、医療的ケア児を含む障害のある子供の学びの環境整備、障害者等の様々な体験活動やこれを含む生涯学習を推進する。
- ユニバーサルデザインの街づくりや、交通事業者の接遇向上、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進などの「心のバリアフリー」の取組を進めるとともに、利用者負担の枠組みも活用した鉄道等のバリアフリー化を推進する。

(孤独・孤立対策)

- 「孤独・孤立対策の重点計画」の施策を着実に推進するとともに、さらに全省庁の協力による取組を進める。実態調査結果を踏まえた施策の重点化と「予防」の観点からの施策の充実を図り、重点計画に適切に反映する。いわゆる「社会的処方」の活用、ワンストップの相談窓口の本格実施に向けた環境整備、食・住など日常生活での孤独・孤立の軽減、ひきこもり支援に資する支援策の充実とともに、アウトリーチ型のアプローチや同世代・同性の対応促進のための取組を推進し、確実に支援を届ける方策を講ずる。官民一体で取組を推進する観点から、国の官民連携プラットフォームの活動を促進し、複数年契約の普及促進等によりNPO等の活動を継続的にきめ細かく支援するとともに、地方における官民連携プラットフォームの形成に向けた環境整備に取り組む。あわせて、支援者支援など孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動への支援を促進する方策の在り方を検討する。
- 若者・女性の自殺者数の増加に対するSNSを含むきめ細かい相談支援など、見直しが見込まれている「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺総合対策を推進する。

人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、マイナンバーカードと在留カードの一体化のほか、関係省庁の連携により、政府の新たな重要課題である外国人材の受入れ・共生の基盤となる日本語教育機関認定法の運用を確実に実施するために必要な日本語教育の推進体制の大幅な強化・拡充や地域の日本語教育の体制づくり、外国人児童生徒等の就学促進等に取り組む。また、改正入管法に基づく長期収容・送還忌避の課題解消に向けた取組とともに、難民に準じて庇護すべき者に対して適切な支援を実施する。

- 寄附やベンチャー・フィランソロフィーを促進するなど公的役割を担う民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展を図る。公益社団・財団法人制度を改革するため、2024年通常国会への関連法案の提出とともに体制面を含め所要の環境整備を図る。伴走支援の充実等の休眠預金等活用法施行5年後の見直しに即してその円滑な実施に取り組むとともに、社会経済情勢の変化に応じ機動的な休眠預金の活用を図る。NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるとともに、地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用など官民による協働の促進を図る。

(孤独・孤立対策)

- 孤独・孤立対策推進法に基づき、国・地方の孤独・孤立対策を強化する。特に、孤独・孤立対策推進本部など安定的・継続的な実施体制の整備、国・地方における官民の連携・協働及び一元的な相談支援体制の本格実施に向けた環境整備を促進する。また、**孤独・孤立に関する普及啓発活動の集中実施やサポーター養成の仕組みの創設、民生委員・児童委員活動の推進など支援を求める声を上げやすく声を掛けやすい環境づくりを進め、孤独・孤立対策に関するNPO等の諸活動について、複数年契約の普及促進等による継続的な支援及び支援者支援など新たな支援策の具体化に取り組む。**実態調査結果等を踏まえ、全省庁で孤独・孤立対策の視点を入れて施策を推進する。**日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な「居場所」づくりなど孤独・孤立の「予防」、アウトリーチの取組、社会的処方の活用、ひきこもり支援、新大綱に基づく自殺総合対策など重点計画の施策を着実に推進**する。

内閣府 経済財政運営と改革の基本方針 2023 (骨太方針)

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/decision0616.html>

首相官邸 経済財政運営と改革の基本方針 2023 (骨太方針)

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/seisaku_kishida/kihonhoushin.html#honebuto

厚生労働省「第37回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」（令和5年6月16日）

令和5年6月16日、「第37回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」（委員長：田辺 国昭 国立社会保障・人口問題研究所所長）が開催され、令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果が報告されました。

調査結果によると、令和4年度の「介護職員処遇改善加算」の届出状況は、経営主体全体（社協、社会福祉法人、営利法人、地方公共団体、医療法人、その他）が94.5%であるのに対して、社協は93.7%、「介護職員等特定処遇改善加算」の届出状況は、経営主体全体が75.0%であるのに対して、社協は52.6%でした。

また、「介護職員処遇改善支援補助金」の届出状況は、経営主体全体が88.7%であるのに対して、社協は77.7%、「介護職員等ベースアップ等支援加算」の届出状況は経営主体全体が91.3%であるのに対して、社協は80.8%でした。

令和4年度介護従事者処遇状況等調査結果

※全社協地域福祉部整理

①経営主体別 令和4年度「介護職員処遇改善加算」の届出状況（届出の有無・加算の種類別）

経営主体	届出あり	加算			届出なし
		加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	
経営主体全体	94.5%	80.5%	7.7%	6.3%	5.5%
社会福祉協議会	93.7%	54.8%	21.1%	17.9%	6.3%
社会福祉法人	99.5%	92.2%	5.0%	2.3%	0.5%
営利法人	94.7%	80.0%	8.4%	6.4%	5.3%

②経営主体別 令和4年度「介護職員等特定処遇改善加算」の届出状況（届出の有無・加算の種類別）

経営主体	届出あり	加算		届出なし
		加算Ⅰ	加算Ⅱ	
経営主体全体	75.0%	41.7%	33.3%	25.0%
社会福祉協議会	52.6%	31.2%	21.4%	47.4%
社会福祉法人	90.6%	65.5%	25.1%	9.4%
営利法人	69.9%	28.4%	41.5%	30.1%

③経営主体別 令和4年度「介護職員処遇改善支援補助金」の届出状況

経営主体	届出あり	届出なし
経営主体全体	88.7%	11.3%
社会福祉協議会	77.7%	22.3%
社会福祉法人	96.7%	3.3%
営利法人	86.5%	13.5%

④経営主体別 令和4年度「介護職員等ベースアップ等支援加算」の届出状況

経営主体	届出あり	届出なし
経営主体全体	91.3%	8.7%
社会福祉協議会	80.8%	19.2%
社会福祉法人	97.6%	2.4%
営利法人	90.1%	9.9%

厚生労働省 第37回社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33650.html

情報提供・ご案内

NHK「ハートネットTV「フクチッチ」社会福祉協議会 編」

NHK ハートネット TV「フクチッチ」は、“知っているようで知らない”福祉のテーマを、楽しく、ちょっと深く学んでいく教養トークバラエティーです。

ルーテル学院大学の市川 一宏 名誉教授が先生役を務め、「**社会福祉協議会**」をテーマに放送された内容がNHK for schoolに掲載されています。

NHK「ハートネットTV「フクチッチ」

「社会福祉協議会」前編①～社会福祉協議会（社協）ってなに？～

https://www2.nhk.or.jp/school/watch/bangumi/?das_id=D0005170842_0000

「社会福祉協議会」前編②～災害ボランティアセンター誕生の歴史～

https://www2.nhk.or.jp/school/watch/bangumi/?das_id=D0005170843_0000

「社会福祉協議会」後編①～社協ではじめてのボランティア体験～

https://www2.nhk.or.jp/school/watch/bangumi/?das_id=D0005170844_0000

「社会福祉協議会」後編②～“福祉”と“人”をつなぐ～

https://www2.nhk.or.jp/school/watch/bangumi/?das_id=D0005170845_0000

NHK ハートネットTV「フクチッチ」
<https://www.nhk.or.jp/school/tokkatsu/fukuchi/>

神奈川県社会福祉協議会「多文化高齢社会ネットかながわ (TKNK) 2023 年度県民講座 小さな交流会」

神奈川県社会福祉協議会では令和3年度より、ともしび基金を活用し、中国残留邦人の人たちの支援ボランティアグループ「ユッカの会」と外国につながる高齢者が地域で安心して生活を送れる社会を目指すために多文化高齢社会ネットかながわ (TKNK) として協働モデル事業を行っております。

神奈川県社会福祉協議会 「多文化高齢社会ネットかながわ (TKNK) 2023 年度県民講座「小さな交流会」

【日時と講師】

- 第1回 6月29日(木) 19:30～ 鈴木クリスティーナさん
- 第2回 7月21日(金) 18:30～ 陳礼美さん
- 第3回 8月24日(木) 19:30～ 萩原カンナさん
- 第4回 10月27日(金) 20:00～ ダオ・ティ・ハイさん
- 第5回 11月7日(火) 19:30～ 湯浅利啓さん
- 第6回 12月14日(木) 19:30～ 小澤エリサさん
- 第7回 1月18日(木) 19:30～ 中和子さん

【開催形式】

Zoomを活用したオンライン(第2回のみハイブリット開催)

【主な内容】

- ①講師からの話題提供(30分)
- ②質疑応答(30分)
- ③自由な意見交換(30分)

【問い合わせ先】

神奈川県社会福祉協議会地域福祉部地域課
(〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター12階)
TEL: 045-312-4813 Email: tiiki@knsyk.jp

神奈川県社会福祉協議会 多文化高齢社会ネットかながわ (TKNK) 2023 年度県民講座小さな交流会
http://knsyk.jp/s/shiru/tknk_top.html

内閣官房「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員一覧 令和5年5月1日現在で全国の56社協が参画」(令和5年6月1日)

令和4年2月25日、**社協**や社会福祉法人・福祉施設等をはじめとする孤独・孤立に関する多様な支援組織間の連携及び官民連携を促進することにより、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に継続して対応していくことを目的に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」が設置され、全社協が幹事団体として参画しています。

プラットフォームでは、ワークショップやテーマごとの分科会の活動が行われており、会員になることでそれらに参加することができます。その他、孤独・孤立対策に関する情報提供としてメールマガジン（不定期）が発行されています。

令和5年6月1日時点で、**全国の56社協が会員**となっています。なお、会員（284団体）に占める社協の割合は19.7%、会員・協力会員・賛助会員（446団体）に占める社協の割合は12.6%です。

「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の**社協**会員一覧（令和5年6月1日時点）

市区町村社協 (13社協)	所沢市社会福祉協議会	中央区社会福祉協議会	清瀬市社会福祉協議会
	立川市社会福祉協議会	岐阜市社会福祉協議会	大垣市社会福祉協議会
	豊中市社会福祉協議会	松江市社会福祉協議会	新見市社会福祉協議会
	瀬戸内市社会福祉協議会 肝付町社会福祉協議会	琴平町社会福祉協議会	荒尾市社会福祉協議会
指定都市社協 (9社協)	札幌市社会福祉協議会	川崎市社会福祉協議会	相模原市社会福祉協議会
	新潟市社会福祉協議会	名古屋市社会福祉協議会	堺市社会福祉協議会
	神戸市社会福祉協議会	岡山市社会福祉協議会	福岡市社会福祉協議会
都道府県社協 ・全社協 (34社協)	北海道社会福祉協議会	青森県社会福祉協議会	岩手県社会福祉協議会
	宮城県社会福祉協議会	秋田県社会福祉協議会	山形県社会福祉協議会
	福島県社会福祉協議会	栃木県社会福祉協議会	群馬県社会福祉協議会
	埼玉県社会福祉協議会	新潟県社会福祉協議会	富山県社会福祉協議会
	石川県社会福祉協議会	福井県社会福祉協議会	山梨県社会福祉協議会
	長野県社会福祉協議会	岐阜県社会福祉協議会	静岡県社会福祉協議会
	三重県社会福祉協議会	京都府社会福祉協議会	大阪府社会福祉協議会
	兵庫県社会福祉協議会	和歌山県社会福祉協議会	鳥取県社会福祉協議会
	島根県社会福祉協議会	岡山県社会福祉協議会	広島県社会福祉協議会
	山口県社会福祉協議会	徳島県社会福祉協議会	香川県社会福祉協議会
	高知県社会福祉協議会	大分県社会福祉協議会	宮崎県社会福祉協議会
	全国社会福祉協議会		

内閣官房 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員一覧（令和5年6月1日時点）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/pdf/kaiin_ichiran.pdf

内閣官房 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員募集

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform_memberboshu/index.html

内閣官房 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/index.html

※ 入会手続きにあたって、「会員情報登録／変更に関する受付フォーム」に、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの会員や幹事団体のご推薦状況」の項目があります。

※ **推薦元となる団体（幹事団体）の欄に「全国社会福祉協議会」とご記入**いただければ、入会手続きがスムーズです。

内閣官房「令和4年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に係る報告書」

令和5年6月5日、内閣官房は、「令和4年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に係る報告書」を公表しました。

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業は、住民に身近な存在である地方公共団体において、官・民・NPO等の関係者の連携を進めるため、プラットフォームを設置した上で、その連携・協働の下、孤独・孤立対策に取り組む活動を支援する事業です。令和4年度は、9道府県（北海道・青森県・埼玉県・岐阜県・滋賀県・大阪府・鳥取県・徳島県・愛媛県）、3指定都市（京都市・北九州市・熊本市）、17市町村が実施し、各プラットフォームへの社協の参画も進められています。

令和4年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に係る報告書

※自治体名をクリックすると報告書へジャンプ

道府県（9団体）	指定都市（3団体）	市町村（17団体）
北海道 青森県 埼玉県 岐阜県 滋賀県 大阪府 鳥取県 徳島県 愛媛県	京都市 北九州市 熊本市	北海道・釧路市 北海道・登別市 山形県・山形市 山形県・鶴岡市 千葉県・市原市 神奈川県・鎌倉市 長野県・須坂市 三重県・伊勢市 三重県・名張市 大阪府・枚方市 鳥取県・鳥取市 岡山県・笠岡市 広島県・府中市 広島県・尾道市 広島県・三原市 愛媛県・宇和島市 大分県・津久見市

内閣官房 令和4年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に係る報告書
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/local_platform_houkokusyo/index.html

厚生労働省「地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援に関する研修カリキュラム及び家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアル」(令和5年6月5日)

令和5年6月5日、厚生労働省は、令和4年度老人保健健康増進等事業「家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究」で作成した「地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援に関する研修カリキュラム」及び「家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアル」の周知を図りました。

「家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアル」では、北海道・**栗山町社会福祉協議会**による家族介護者の支援の取り組みが紹介されています。

厚生労働省 地域包括支援センターの職員等を対象とした家族介護者支援に関する研修カリキュラム及び家族介護者のつどいの場を立ち上げるためのマニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/content/001107893.pdf>